

公益社団法人宮城労働基準協会  
古川支部長 殿  
公益社団法人宮城県トラック協会  
大崎支部長 殿  
宮城県建設業協会  
大崎支部長 殿

古川労働基準監督署長

死亡災害等の続発による労働災害防止の取組強化について（緊急要請）

日頃より、労働行政、特に労働災害防止に対しては格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当署においては、皆様方の御努力により、平成 30 年 11 月以降、3 年以上死亡災害ゼロを継続していたところですが、昨年 12 月 27 日、大崎市内の建設事業者が管理する採石場内において、重機を用いて除雪作業行っていた労働者が自ら運転していた重機に轢かれ死亡するという痛ましい死亡災害が発生してしまいました。

さらに、本年 1 月 6 日には電気機械器具製造工場における爆発事故により、2 名の労働者が負傷する災害が発生し、年末年始労働災害防止強化運動期間中に大きな災害が続発する事態となってしまったところ です。

当署といたしましては、これ以上の労働災害続発を止めるために、これまで皆様方が取り組んできた安全衛生の基本的取組である、「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止への取組を具体的にどう実行していくべきなのか、何を意識してこれを防止していくのかを改めて再確認していただき、この確認事項の徹底については、「安全宣言」として明確に示した上で管理者のみならず、労働者個々人も自覚して安全衛生取組の再徹底を図る必要があると考えるところです。

つきましては、貴会員事業場に対し、これらの労働災害防止の取組強化に努めていただきますようお願いするとともに、併せて下記取組の実施について御協力いただき、再び「死亡災害ゼロ」を当たり前にするために、そして「労働災害ゼロ」へ向けて、取組の推進をお願いいたします。

記

1 取組内容

- (1) 下記 3 の事項の再点検や、作業中の「不安全状態」の解消、「不安全行動」の防止のために実施すべき事項について、各事業場が労使共同で検討した上、別紙 1 の「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」として表明すること。
- (2) 表明した安全宣言書については、朝礼場所やタイムカード・日報提出箇所等、日常的に作業員の目に触れる箇所への掲示等により全作業員が確認できるよう周知、啓発を行うこと。そして、事業場幹部や責任者等のみならず、労働者各人の安全衛生意識の高揚を図ることにより、全社的に「労働災害は絶対に起こさない、起こさせない」といった労働災害防止気運の醸成を図ること。

2 会員あて要請及び報告等

- (1) 貴会員に対し、別添の会員各位あて要請文を交付するとともに、取組状況について、別紙 2 の「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書 取組状況報告」により、取組み次第速やかに貴会あて報告させること。
- (2) 貴会においては、本要請の取組状況について会員事業場からの報告を取りまとめ、2 月末までに当署あて提出すること。

3 労働災害防止の取組強化及び安全宣言の表明にあたっての参考事項  
(労働災害発生の防止のために必要な主な事項)

- (1) 悪天候時や緊急作業時を含め、労働者等に対する連絡事項や作業指示等が、確実な方法、明確な連絡体制等の構築により実施されているか確認すること。(緊急連絡体制)
- (2) 現行の作業手順書(安全作業マニュアル等)が、現在行われている作業状況等に適切に対応したものであるか、必要な安全対策等が網羅されているか及び、当該作業手順書等が遵守されているか等について確認すること。(作業計画・作業手順書)
- (3) 職場内の基本ルールの遵守状況について総点検を実施すること。特に機械等における清掃、検査、調整時等の運転停止については、清掃等の程度を問わず運転を停止することが法的義務であることを、関係労働者等に周知すること。(機械等の安全確保)
- (4) 転倒災害を防止するためのこまめな除雪、融雪をはじめ、時間に余裕を持った行動の推奨や防滑靴等の着用等に努めること。(転倒災害防止)
- (5) 安全衛生意識や危険感受性等の向上に資する効果的な安全衛生教育を実施に努めること。  
(職長・危険有害業務従事者・安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等)(作業者の安全衛生教育)
- (6) 日々の朝礼や危険予知活動、ヒヤリハット活動等、関係者の安全意識の高揚を図ること。  
(作業者の安全意識の高揚)

